

介護老人保健施設 重要事項説明書

介護老人保健施設春陽苑のご案内

(令和7年4月1日現在)

第1 施設の概要

1. 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設春陽苑
- ・開設年月日 平成12年4月1日
- ・所在地 さいたま市西区飯田新田9-1-1
- ・電話番号 048-620-5566・ファックス番号 048-620-5588
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(第1150380055号)

2. 施設の目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

3. 施設の運営方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。また明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

4. 施設の職員体制

職 種	員 数 (常勤換算)	業務内容	日勤	早番	遅番	夜勤
管理者	1.0	施設運営全般に係る統括	○	—	—	—
医師	1.0	医療・看護業務に係る統括	○	—	—	—
薬剤師	0.4	医療・看護業務に係る統括	○	—	—	—
看護職員	12.9	利用者の日常生活の看護業務	○	○	○	○
介護職員	28.0	利用者の日常生活の介護業務	○	○	○	○
支援相談員	3.0	利用者の日常生活の相談業務	○	—	—	—
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	6.0	利用者の機能訓練に係る業務	○	—	—	—
管理栄養士	1.0	利用者の栄養管理業務	○	—	—	—
介護支援専門員	1.4	介護全体に係る支援業務	○	—	—	—

※夜勤時間帯(17:00～9:15)は夜勤職員配置加算要件を満たす介護・看護職員を配置するものとする。

5. 入所定員等 ・定員 100 名
 ・療養室 個室36室、多床室（4人室）16室

第2 サービス内容

1. 施設サービス計画の立案
 2. 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 朝食 7時45分～ 8時30分
 昼食 12時00分～12時45分
 夕食 18時00分～18時45分
 （但し、経管栄養の場合は、状態等により変わる場合があります）

3. 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

4. 医学的管理・看護
 5. 介護（退所時の支援も行います）
 6. リハビリテーション
 7. 相談援助サービス
 8. 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
 9. 利用者が選定する特別な食事の提供
 10. 理美容サービス
 11. 行政手続代行
 12. その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

第3 利用料金

《従来型個室》

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	7,657円（*）	766円（*）	1,532円（*）	2,298円（*）
要介護2	8,148円（*）	815円（*）	1,630円（*）	2,445円（*）
要介護3	8,843円（*）	885円（*）	1,769円（*）	2,653円（*）
要介護4	9,430円（*）	943円（*）	1,886円（*）	2,829円（*）
要介護5	9,953円（*）	996円（*）	1,991円（*）	2,986円（*）

《多床室》

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	8,469円（*）	847円（*）	1,694円（*）	2,541円（*）
要介護2	9,003円（*）	901円（*）	1,801円（*）	2,701円（*）
要介護3	9,697円（*）	970円（*）	1,940円（*）	2,910円（*）
要介護4	10,263円（*）	1,027円（*）	2,053円（*）	3,079円（*）
要介護5	10,808円（*）	1,081円（*）	2,162円（*）	3,243円（*）

加算料金

項 目	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
居住費（従来型個室）	1,768円	※居住費、食費は利用者負担段階に応じて 1日あたりの自己負担に限度額が設けら れています。		
居住費（多床室）	500円			
食費	1,550円（朝410/昼620/夕520）			
夜勤職員配置加算	256円（＊）	26円（＊）	52円（＊）	77円（＊）
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	2,755円（＊）	276円（＊）	551円（＊）	827円（＊）
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,136円（＊）	214円（＊）	428円（＊）	641円（＊）
若年性認知症入所者受入加算	1,281円（＊）	129円（＊）	257円（＊）	385円（＊）
外泊時費用	3,866円（＊）	387円（＊）	774円（＊）	1,160円（＊）
外泊時在宅サービス利用費用	8,544円（＊）	855円（＊）	1,709円（＊）	2,564円（＊）
ターミナル ケア加算	死亡日以前31日以上45日以下	77円（＊）	154円（＊）	231円（＊）
	死亡日以前4日以上30日以下	171円（＊）	342円（＊）	513円（＊）
	死亡日以前2日又は3日	972円（＊）	1,944円（＊）	2,916円（＊）
	死亡日	20,030円（＊）	4,059円（＊）	6,088円（＊）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	544円（＊）	55円（＊）	109円（＊）	164円（＊）
初期加算（Ⅰ）	640円（＊）	64円（＊）	128円（＊）	192円（＊）
初期加算（Ⅱ）	320円（＊）	32円（＊）	64円（＊）	96円（＊）
経口移行加算	299円（＊）	30円（＊）	60円（＊）	90円（＊）
緊急時治療管理	5,532円（＊）	554円（＊）	1,107円（＊）	1,660円（＊）
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	2,552円（＊）	256円（＊）	511円（＊）	766円（＊）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,136円（＊）	214円（＊）	428円（＊）	641円（＊）
新興感染症等施設療養費	2,563円（＊）	257円（＊）	513円（＊）	769円（＊）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	192円（＊）	20円（＊）	39円（＊）	58円（＊）
◎日用品費	—	250円		
教養娯楽費	—	100円		
行政手続代行	—	0円（サービス）		
預り金出納管理費	—	80円		
電気代	—	（1点につき）60円		
特別な室料（A）	—	2,000円		
特別な室料（B）	—	1,500円		
洗濯代	—	200円		
死亡診断書料	—	（1通につき）11,000円		
その他	実 費			
項 目	1回あたりの利用料金	1回あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
療養食加算（1日に3回を限度）	64円（＊）	7円（＊）	13円（＊）	20円（＊）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	4,806円（＊）	481円（＊）	962円（＊）	1,442円（＊）
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	5,126円（＊）	513円（＊）	1,026円（＊）	1,538円（＊）
試行的退所時指導加算	4,272円（＊）	428円（＊）	855円（＊）	1,282円（＊）
退所時情報提供加算（Ⅰ）	5,340円（＊）	534円（＊）	1,068円（＊）	1,602円（＊）
退所時情報提供加算（Ⅱ）	2,670円（＊）	267円（＊）	534円（＊）	801円（＊）
入退所前連携加算（Ⅰ）	6,408円（＊）	641円（＊）	1,282円（＊）	1,923円（＊）
入退所前連携加算（Ⅱ）	4,272円（＊）	428円（＊）	855円（＊）	1,282円（＊）
訪問看護指示加算	3,204円（＊）	321円（＊）	641円（＊）	962円（＊）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	イ	1,495円（＊）	150円（＊）	299円（＊）
	ロ	747円（＊）	75円（＊）	150円（＊）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	2,563円（＊）	257円（＊）	513円（＊）	769円（＊）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	1,068円（＊）	107円（＊）	214円（＊）	321円（＊）

項 目	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
退所時栄養情報連携加算	747円（＊）	75円（＊）	150円（＊）	225円（＊）
協力医療機関連携加算	(1) 1,068円（＊）	107円（＊）	214円（＊）	321円（＊）
	(2) 53円（＊）	6円（＊）	11円（＊）	16円（＊）
経口維持加算（Ⅰ）	4,272円（＊）	428円（＊）	855円（＊）	1,282円（＊）
経口維持加算（Ⅱ）	1,068円（＊）	107円（＊）	214円（＊）	321円（＊）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	352円（＊）	36円（＊）	71円（＊）	106円（＊）
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	32円（＊）	4円（＊）	7円（＊）	10円（＊）
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	138円（＊）	14円（＊）	28円（＊）	42円（＊）
排せつ支援加算（Ⅰ）	106円（＊）	11円（＊）	22円（＊）	32円（＊）
排せつ支援加算（Ⅱ）	160円（＊）	16円（＊）	32円（＊）	48円（＊）
排せつ支援加算（Ⅲ）	213円（＊）	22円（＊）	43円（＊）	64円（＊）
自立支援促進加算	3,204円（＊）	321円（＊）	641円（＊）	962円（＊）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	427円（＊）	43円（＊）	86円（＊）	129円（＊）
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	640円（＊）	64円（＊）	128円（＊）	192円（＊）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	106円（＊）	11円（＊）	22円（＊）	32円（＊）
安全対策体制加算	213円（＊）	22円（＊）	43円（＊）	64円（＊）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	利用総単位数×0.075×10.68（＊）	利用総単位数×0.075×10.68×利用者負担の割合		

※ ・（＊）印の料金につきましては、保険単位数を基に少数を含む算定を行う為、実際の料金とは多少誤差が出る場合がございますのでご承知おきください。

・◎・・・施設規程項目

1. 基本料金

自己負担額は、「介護保険負担割合証」に記載されております利用者負担の割合に応じた金額となります。以下に記載する金額は1割負担の場合の自己負担額となります。

＊施設サービス費（1日あたり）

＊介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

要介護度	従来型個室	多床室
要介護1	7 6 6 円	8 4 7 円
要介護2	8 1 5 円	9 0 1 円
要介護3	8 8 5 円	9 7 0 円
要介護4	9 4 3 円	1, 0 2 7 円
要介護5	9 9 6 円	1, 0 8 1 円

＊上記の他に、1日につき、夜勤職員配置加算が26円、サービス提供体制強化加算Ⅱが20円加算されます。（加算の要件を満たしている場合に限る。）

＊経口摂取に移行する為の栄養管理等を実施した場合は、1日につき30円加算されます。

＊経口摂取を維持する為の栄養管理等を実施した場合は、1月につき428円加算されます。また、医師等を加えて同栄養管理等を実施した場合は、前記に加えて1月につき107円加算されます。

＊医師の指示による食事箋に基づき療養食を提供した場合は、1日3回を限度とし、1回につき7円加算されます。

＊厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者、又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に、管理栄養士が、退所先医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合、退所時栄養情報連携加算として75円加算されます。

＊外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて387円となります。

算定対象期間は介護報酬請求の取扱いに準じます。

* 居宅における外泊時に、当施設により提供される在宅サービスを利用された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて855円となります。算定対象期間は介護報酬請求の取扱いに準じます。

* 初期加算（Ⅱ）として入所後30日間に限って、上記施設サービス費に32円加算されます。もしくは、（Ⅰ）として64円加算されます。（加算要件を満たしている場合に限る。）

* 短期集中的にリハビリテーションを行った場合は、1日につき214円加算されます。上記に加え、加算要件を満たした場合は、前記に替えて276円加算されます。

* 入所前後に退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画作成等を行った場合、入所中1回を限度として481円加算されます。

また、前記の施設サービス計画作成等にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合は、前記に替えて513円加算されます。

* 退所時等支援等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①退所が見込まれる利用者を居宅において試行的に退所させる場合に、利用者等に対して退所後の療養上の指導等を行った場合…428円。（月1回、3ヶ月を限度とする。）

②・利用者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、その主治医に対して利用者の同意を得て診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で利用者の紹介を行った場合…534円。（利用者1人につき1回。）

・利用者が退所し、医療機関に入院する場合、その医療機関に対して利用者の同意を得て診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で利用者の紹介を行った場合…267円。（利用者1人につき1回。）

③入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービス等の利用方針を定めた場合…641円。（利用者1人につき1回。）

④居宅介護支援事業者と退所前から連携し、退所後の情報提供とサービス等の調整を行った場合…428円。（利用者1人につき1回。）

⑤訪問看護指示書の交付を行った場合…321円。（利用者1人につき1回。）

* 施設医師又は薬剤師が、利用者の主治医と服薬情報等の連携を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合において、その他加算要件を満たした場合…150円。（利用者1人につき1回。）

もしくは、施設において薬剤を評価・調整した場合において、その他加算要件を満たした場合…75円。（利用者1人につき1回。）

②前項に加えて、服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって薬物療法に必要な情報を活用した場合…257円。（利用者1人につき1回。）

③前2項に加えて、6種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して、施設医師と利用者の主治医が共同して総合的に評価及び調整を行い、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させ、かつ、退所時において処方される内服薬の種類が入所時に比べ継続して1種類以上減少している場合…

107円。(利用者1人につき1回。)

*利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為を行った場合、1日につき554円加算されます。(1月に1回、連続する3日を限度とする。)

*肺炎等により治療を必要とする利用者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1日につき256円加算されます。(1月に1回、連続する7日を限度とする。)

*若年性認知症の方が利用した場合、1日につき129円加算されます。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日あたり544円加算されます。(加算要件を満たしている場合に限る。)

*医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため緊急に入所することが適切であると判断した者に対し施設サービスを行った場合、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき214円加算されます。

*医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に活用した場合、1月につき36円加算されます。

*褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者に対し、多職種共同で褥瘡管理に関する計画を作成し、当該計画に基づき褥瘡管理を行った場合は、1月につき4円、または前記に加え褥瘡の発生がない場合は、1月につき14円加算されます。

*排泄障害等のため、排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合は1月につき11円、加えて排泄障害が改善された場合は1月につき16円、前記に加えておむつの使用ありからなしに改善された場合は、1月につき22円のいずれかが加算されます。

*医師が、利用者に対し自立支援のため必要な医学的評価を行うとともに、多職種が共同して支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合は、1月につき321円加算されます。

*ターミナルケアを提供した場合は、下記の料金が加算されます。

- ・死亡日以前31日以上45日以下 1日につき77円
- ・死亡日以前4日以上30日以下 1日につき171円
- ・死亡日以前2日又は3日 1日につき972円
- ・死亡日 1日につき2,030円

*施設基準を満たす施設のサービスを受ける利用者に対し、安全対策体制加算として、入所初日に限り213円加算されます。

*利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合、1月につき

43円、前記に加えて疾病の状況や服薬情報等を提出した場合、1月につき64円加算されます。

*新興感染症発生時において、必要な体制を確保している等、加算要件を満たした場合、新興感染症等施設療養費として、1日につき257円が加算されます。(月1回、連続する5日を限度とする)。

*協力医療機関連携加算(I)として、1月あたり107円加算されます。もしくは、(II)として、1月あたり6円加算されます。(加算要件を満たしている場合に限る。)

*生産性向上推進体制加算として、1月につき11円加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Iとして、1ヶ月の利用総単位数 $\times 0.075 \times 10.68 \times$ 利用者負担割合が1ヶ月の自己負担に加算されます。

2. その他の料金

(1) 食費 / 1日(*)・・・1,550円

(朝食 410円 昼食 620円 夕食 520円)

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。)

(2) 居住費(居室の利用費) / 1日(*)

・従来型個室・・・・・・1,768円

・多床室・・・・・・500円

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く居住費の上限となります。)

(*)上記(1)「食費」及び(2)「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別添資料1をご覧ください。

・上記(2)「居住費」については入退所日・外出日・入院・外泊についてはその日数に応じた額を請求させていただきます。(但し、入院・外泊については外泊加算対象期間に限定致します。)

(3) 入所者が選定する特別な食事の費用・・・(実費)

通常の食事以外で、特別メニューの食事を選定された場合にお支払い頂きます。

(4) 入所者が選定する特別な居室料/1日

・特別な室料(A) 2,000円

・特別な室料(B) 1,500円

個室のご利用を希望される場合にお支払い頂きます。なお、個室をご利用の場合、入院・外泊期間中にも室料を頂くこととなります。(但し、外泊加算対象期間に限定致します。)

(5) 日常生活品費/1日・・・250円

ティッシュペーパー、コップ、歯ブラシ、義歯ブラシ、義歯ケース、髭剃り、保湿剤、入浴袋等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。

(6) 教養娯楽費／1日・・・100円

クラブやレクリエーションで使用する材料等の費用であり、施設でご用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。

(7) 理美容代・・・(別途理美容料金表参照)

理美容をご利用の場合にお支払い頂きます。

(8) 行事費・・・(実費)

小旅行等の外出費用や苑内で実施する有料の行事の費用で参加された場合に実費相当分をお支払い頂きます。

(9) その他の費用

電気代／1日・1点につき・・・60円

預り金出納管理費／1日・・・80円

洗濯代／1日・・・・・・・・・・200円

死亡診断書料／1通につき・・・11,000円

3. 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行致します。
- ・お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

第4 協力医療機関等

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人社団聖心会 南古谷病院
 - ・住 所 埼玉県川越市久下戸 110 番地
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人直心会 帯津三敬病院
 - ・住 所 埼玉県川越市大字大中居 545 番地
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人三慶会 指扇病院
 - ・住 所 埼玉県さいたま市西区宝来 1295-1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター
 - ・住 所 埼玉県さいたま市中央区本町東 6-11-1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人明浩会 西大宮病院
 - ・住 所 さいたま市大宮区三橋 1-1173
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 所 医療法人社団 健進会 西武川越歯科
 - ・住 所 埼玉県川越市市場 2418-1-2F

第5 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前9時～午後9時までとします。
- ・外出・外泊は、1階事務室において所定の届け出を行って下さい。
- ・喫煙は、所定の場所にてお吸い下さい。
- ・火気の取扱いは、原則禁止とさせていただきます。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、物によっては料金のかかる場合もございますので、係員までご相談下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は、ご希望に応じて苑でお預かりさせていただきます。その際料金が掛かりますので、係員までご相談下さい。
- ・宗教活動は、原則禁止とさせていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、原則禁止とさせていただきます。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止とさせていただきます。

第6 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のための措置

1. 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のために次のように対応します。
 - (1) 感染防止委員会を設置しおおむね3か月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
 - (2) 指針の整備を行い、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。
 - (3) 前2号にあげるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
2. 業務継続計画（BCP）の策定等を行います。
 - (1) 感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）の実施を行います。
 - (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

第7 非常災害対策

1. 当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため地域住民との連携に努め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
2. 業務継続計画（BCP）の策定等を行います。

災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）の実施を行います。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

第8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

第9 減免

当施設には、生活保護法による保護を受けている者及び課税世帯の市町村民税が非課税世帯に属する者等を対象にする利用料の減免制度がありますので、該当される方は支援相談員にご相談ください。

第10 緊急時の対応

1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。
2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護福祉施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11 事故発生の防止及び発生時の対応

1. 安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のため次のように対応します。
 - (1) 事故発生防止及び発生時の対応の担当者の選定をする
 - (2) 事故発生防止のための指針の整備をする
 - (3) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をする
 - (4) 事故防止委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施をする
2. 当施設では事故が発生した場合には人命尊重を基本にして、次のように対応します。
 - (1) ご利用者の生命、身体の保護、安全の確保のために必要な事項を優先します。施設医師は状態を判断し救急車の手配等します。また各職員が連携して行動できるよう緊急時マニュアル・職員緊急連絡網を定めています。
 - (2) 火災等の災害には、防災マニュアルに基づき適切な誘導、初期消火、消防署への通報を行います。
 - (3) ご家族等身元保証人への連絡を速やかに行います。
 - (4) 事故の内容により、さいたま市担当課、保健所、警察等への連絡、報告します。
 - (5) 事故内容は、「事故・ヒヤリハット報告」に記録し分析を行い、今後の対応策を明確にし、再発の防止に努めます。

第12 身体拘束について

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

第13 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待等を防止し、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、必要な体制の整備を行い、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定をする
2. 成年後見制度の利用支援をする
3. 苦情解決体制の整備をする
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修（新規採用時及び年2回以上）の実施をする
5. 虐待防止委員会を設置し、定期的に実施するとともに、その結果を従業者に周知徹底をする
6. 虐待防止のための指針の整備をする
7. 前4、5、6の措置を適切に実施するための担当者の選定をする
 - ・虐待等の早期発見の為、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談につきましては、苦情解決体制、又は以下をご利用ください。

◇要介護者施設従事者等による虐待のご相談窓口

保健福祉局長寿応援部介護保険課 TEL 048-829-1265

◇地域で暮らす高齢のみなさんの介護、福祉、医療等に関するさまざまな相談窓口
生活区域のシニアサポートセンター又は地域包括支援センターにお問い合わせください。

第14 秘密保持

1. 当施設、及び当施設の使用する者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を「個人情報の取扱いについて」に記載のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ②居宅介護支援事業所等との連携
 - ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

令和 年 月 日

介護老人保健施設春陽苑の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 埼玉県さいたま市西区飯田新田 9 1 - 1

名 称 社会福祉法人 むつみ会 印

説明者 所属 介護老人保健施設 春陽苑

氏名 印

私は、本書面により、事業者から介護老人保健施設春陽苑についての重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 (〒)

氏 名 印

<代理人>

住 所 (〒)

氏 名 印